

総行選第27号

平成25年4月26日

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第183回国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、平成25年法律第10号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することを目的として行われたものであり、改正法は、公布の日から起算して1月を経過した日（平成25年5月26日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る改正法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、今回の公職選挙法の改正に係る各党における協議の結果を踏まえ、今後、改正法の施行に伴い候補者や政党等が立候補の届出において当該候補者や政党等に係る一のホームページアドレスを届け出ることができることとすること等を内容とする公職選挙法施行規則の一部改正を予定しております。

記

## 第1 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布に関する事項

- 1 選挙運動のために使用する文書図画（以下「選挙運動用文書図画」という。）は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信の送信（放送を除く。）により、文書図画をその受信者の通信端末機器の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができるものとされたこと（改正法による改正後の公職選挙法（以下「法」という。）第142条の3第1項関係）。
- 2 ウェブサイト等を利用する方法により選挙の期日の前日までに頒布された選挙運動用文書図画は、選挙の当日においても、その受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができるものとされたこと（法第142条の3第2項関係）。
- 3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならないものとされたこと（法第142条の3第3項関係）。

## 第2 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布に関する事項

- 1 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿掲載者を含む。）、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等及び法第201条の6等の規定に基づき確認書の交付を受けた政党その他の政治団体は、選挙運動用電子メール（選挙運動用文書図画を頒布するために用いられる電子メールをいう。以下同じ。）を送信することができるものとされたこと（法第142条の4第1項関係）。

また、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、公職の候補者たる衆議院名簿掲載者（当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者を除く。）が、電子メールを利用する方法により行う選挙運動用文書図画の頒布は、当該衆議院名簿掲載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなすものとされたこと（法第142条の4第3項関係）。

係)。

なお、上記の者以外の者は、選挙運動用電子メールを送信することはできないものであること。

- 2 選挙運動用電子メールは、次の(1)又は(2)に掲げる者の、それぞれ(1)又は(2)に定める電子メールアドレスに対してのみ、送信をすることができるものとされたこと(法第142条の4第2項関係)。

ただし、送信しないよう求める旨の通知(以下「送信拒否の通知」という。)を受けたときは、以後、送信をしてはならないものとされたこと(法第142条の4第5項関係)。

(1) あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を選挙運動用電子メールの送信をする者(送信をしようとする者を含む。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。)に通知した者(電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。) 当該電子メールアドレス

(2) 選挙運動用電子メール送信者の政治活動のために用いられる電子メール(以下「政治活動用電子メール」という。)を継続的に受信している者(電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、通知後、その全ての電子メールアドレスへの送信拒否の通知をした者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールを送信する旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対し自ら通知した全ての電子メールアドレスへの送信拒否の通知をしなかったもの 送信拒否の通知をした電子メールアドレス以外の電子メールアドレス

- 3 選挙運動用電子メール送信者は、次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事実を証する記録を保存しなければならないものとされたこと(法第142条の4第4項関係)。

(1) 2の(1)に掲げる者に対し送信をする場合

イ 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと。

ロ 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと。

(2) 2の(2)に掲げる者に対し送信をする場合

イ 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと。

ロ 選挙運動用電子メール送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。

ハ 選挙運動用電子メール送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

4 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たり、次の事項を正しく表示しなければならないものとされたこと（法第142条の4第6項関係）。

(1) 選挙運動用電子メールである旨

(2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

(3) 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨

(4) 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

第3 インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務に関する事項

1 選挙期日の公示又は告示の日から選挙当日までの間、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならないものとされたこと（法第142条の5第1項関係）。

2 選挙期日の公示又は告示の日から選挙当日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に、その者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならないものとされたこと（法第142条の5第2項関係）。

第4 インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等に関する事項

1 何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができないものとされたこと（法第142条の6第1項関係）。

2 何人も、選挙運動の期間中、1の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏

名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができないものとされたこと（法第142条の6第2項関係）。

3 何人も、選挙運動期間中、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、受信者の通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動用文書図画を表示させることができる機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができないものとされたこと（法第142条の6第3項関係）。

4 2及び3にかかわらず、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等及び公職選挙法第201条の6等の規定に基づき確認書の交付を受けた政党その他の政治団体は、選挙運動の期間中、受信者の通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される当該政党その他の政治団体が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有する広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができるものとされたこと（法第142条の6第4項関係）。

#### 第5 選挙に関するインターネット等の適正な利用に関する事項

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければならないものとされたこと（法第142条の7関係）。

#### 第6 屋内の演説会場内における映写等の類の掲示等に関する事項

1 屋内の演説会場内において映写等の類を演説会の開催中掲示することができるものとされたこと（法第143条第1項第4号の2及び第201条の4第6項第3号関係）。

2 屋内の演説会場内において使用するポスター、立札及び看板の類の規格制限を撤廃するものとされたこと（法第143条第9項関係）。

#### 第7 インターネット等を利用する方法による挨拶を目的とする有料広告の禁止に関する事項

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者及び法第199条の5第1項に

規定する後援団体は、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにする挨拶及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにする挨拶に限る。）を目的とする広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができず、また、何人も、これを求めることができないものとされたこと（法第152条関係）。

#### 第8 インターネット等を利用する方法による選挙期日後の挨拶行為に関する事項

選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもってインターネット等を利用する方法により文書図画を頒布することができるものとされたこと（法第178条第2号関係）。

#### 第9 インターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出に関する事項

- 1 インターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出は、出納責任者以外の者も行うことができるものとされたこと（法第187条第1項関係）。
- 2 候補者届出政党が専ら衆議院（小選挙区選出）議員の選挙以外の選挙において行う選挙運動のために要した支出及び参議院名簿届出政党等が専ら参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において行う選挙運動のために要した支出については、選挙運動に関する支出とされたこと（法第197条第1項第6号関係）。

#### 第10 インターネット等を利用する方法による政党その他の政治活動を行う団体の文書図画の頒布に関する事項

政党その他の政治活動を行う団体が、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間において、政治活動のために頒布する文書図画のうち、インターネット等を利用する方法により頒布するものについては、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができるものとされたこと（法第201条の13第1項第2号関係）。

#### 第11 罰則に関する事項

- 1 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をしてインターネット等を利用する方法により通信をした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとされたこと（法第235

条の5関係)。

- 2 法第142条の4第2項又は第5項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者及び第142条の6の規定に違反して広告を文書図画に記載させた者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとされたこと(法第243条第1項第3号の2及び第3号の3関係)。
- 3 法第142条の4第6項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかった者及び第142条の5第2項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかった者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとされたこと(法第244条第1項第2号の2及び第2号の3関係)。

#### 第12 適用関係に関する事項

- 1 文書図画に記載又は表示されているバーコードその他これに類する符号、いわゆるQRコード等に記録されている事項で、読取装置により映像面に表示されるものは、当該文書図画に記載され又は表示されているものとみなすものとされたこと。ただし、法の規定により文書図画に記載し又は表示しなければならない事項については、当該事項は、当該文書図画に記載され又は表示されていないものとするものとされたこと(法第271条の6第1項及び第2項関係)。
- 2 文書図画を記録した電磁的記録媒体を頒布することは、当該文書図画の頒布とみなすものとされたこと(法第271条の6第3項関係)。

#### 第13 プロバイダ責任制限法の特例に関する事項

特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。))第2条第3号に定める特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)は、特定電気通信(プロバイダ責任制限法第2条第1号に定める特定電気通信をいう。以下同じ。)により選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により当該情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度で行われたものである場合であって、次のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じないものとされたこと(改正法による改正後のプロバイダ責任制限法第3条の2関係)。

- 1 選挙運動用文書図画又は落選運動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係る特定電気通信による情報の流通により、自己の名誉を侵害され

たとする公職の候補者等（公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等をいう。以下同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して特定電気通信役務提供者に対しその送信を防止する措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し、当該名誉侵害情報等を示して当該情報の送信を防止する措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から2日を経過しても当該発信者から当該措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

- 2 特定文書図画に係る特定電気通信による情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等が法第142条の3第3項又は第142条の5第1項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されていないとき。

#### 第14 施行期日等に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1月を経過した日（平成25年5月26日（以下「施行日」という。））から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 法の規定（法第142条の4第2項、第4項及び第5項（第2項及び第5項にあっては、通知に係る部分に限る。）、第152条、第229条並びに第271条の6の規定を除く。）及び改正法による改正後のプロバイダ責任制限法の規定は、施行以後日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条関係）。

#### 第15 検討に関する事項

- 1 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メールを利用する



方法による選挙運動については、次回の国政選挙（施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日が早いものをいう。以下同じ。）後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙（次回の国政選挙後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう。）における解禁について適切な措置が講ぜられるものとするものとされたこと（改正法附則第5条第1項関係）。

- 2 法第142条の6第4項に定める有料広告の特例については、公職の候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするものとされたこと（改正法附則第5条第2項関係）。